

オンラインを活用した委員会の導入について（案）

1 目的

新型コロナウイルス感染症については、現在、オミクロン株による感染者が全国的に急増しており、「第 6 波」の渦中にある。また、近年は豪雨等による大規模な災害等が頻発している状況にある。

このような状況下で、委員の参集が困難となり、委員会が開催できない事態も想定されることから、オンラインを活用した委員会の実施について検討を行うものである。

2 導入の方向性

- (1) 委員会開催時においては、委員は原則として開催場所に参集することとし、やむを得ない理由により参集できない場合のみオンライン参加を認めるものとする。
- (2) 導入にあたっては、現行の機器を有効利用することとし、必要最低限の費用でオンラインでの会議参加が可能となる環境を整えるものとする。
- (3) 傍聴、生中継、録画中継については、現状の市民サービスを低下させることなく、現行のとおり実施するものとする。

3 関係条例等の改正及び制定

(1) 飯塚市議会委員会条例

《主な改正内容》

- ・委員長は、次に掲げる場合においてオンラインの方法により委員会を開くことができる。
  - ①災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員の参集が困難と認める場合
  - ②育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員から求めがある場合
- ・オンラインによる方法による委員会は秘密会の対象外とする。
- ・オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- ・オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
- ・公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。
- ・参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(2) 飯塚市議会会議規則

《主な改正内容》

- ・委員長の許可を得てオンライン委員会に出席した委員は、委員会の出席委員とする。
- ・委員外議員及び紹介議員は、委員会がオンラインで開催されているときは、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

### (3) 飯塚市議会オンライン委員会運営要綱

#### 《主な制定内容》

- ・委員会にオンライン出席を希望する委員は、委員会開催日の前日午後 1 時までにはオンライン出席申請書を提出しなければならない。
- ・オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局との間で通信環境が良好に保たれていることを確認する。
- ・オンライン出席委員は、委員会室にいる状態と同様の環境を確保し、関係しない映像や音声が入り込まないようにしなければならない。
- ・委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、開催場所への参集に努めるものとする。
- ・委員長は、オンライン出席委員の映像及び音声を確認できる場合に限り、出席委員と認める。
- ・表決の際に状態を確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。
- ・オンライン委員会においては、投票で表決をとることができない。
- ・オンライン出席委員が条例第 22 条第 2 項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。
- ・オンラインによる方法で出席する公述人が条例第 26 条第 3 項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

#### 4 オンライン会議システムによる委員会の参加方法

- ・オンラインによる出席を希望する委員は自宅等にて貸与しているタブレットを使用する。
- ・オンラインでの参加に使用するアプリケーションは「Z o o m」とし、事前に事務局より通知された ID 及びパスワードにより入室する。
- ・会議資料の閲覧は、個人所有のパソコンやスマートフォン等を使用する。

#### 5 オンライン会議システム導入費用

	単価	数量	金額	費目
①キャプチャボード	52,000	2	104,000	備品購入費
②HDMI ケーブル	2,600	2	5,200	消耗品費
③音声ケーブル	2,700	2	5,400	消耗品費
④Zoom プロライセンス	25,000	2	50,000	使用料
計			164,600	

※2 委員会同時開催を想定